

■ 4条1項11号

不服 2024-650043

<本願商標>

THE GANNA

第25類「Clothing, namely, casual wear in the form of tops and bottoms as clothing, formal wear in the form of tops and bottoms as clothing; casual clothing; fashion clothing, namely, shirts, blouses, crop tops, bras, sports bras tops, sweatshirts, sweaters, t-shirts, tank tops, hooded tops, vests, jackets, coats, blazers, pants, jeans, leggings, tights, shorts, skirts, dresses, tunics, jumpsuits, rompers, overalls, coveralls; business wear; evening wear; outdoor winter clothing; sleepwear and loungewear; lingerie and underwear; sports clothing; athletic wear; swimwear; . . . 他. (被服、すなわちトップス及びボトムスの形態のカジュアルウェア (被服), トップス及びボトムスの形態の礼服 (被服), カジュアルな衣服, 流行の被服、すなわちワイシャツ類及びシャツ, ブラウス, クロップトップ, ブラジャー, スポーツ用ブラトップス, スウェットシャツ, セーター, ティーシャツ, タンクトップ, フード付きトップス, ベスト, ジャケット, コート, ブレザー, ズボン及びパンツ, ジーンズ地の被服, レギンス, タイツ及びタイツストッキング, ショートパンツ及びショーツ, スカート, ドレス, チュニック, ジャンプスーツ, ロンパース, オーバーオール, カバーオール, ビジネス用衣服, イブニングウェア, 屋外用冬着, 寝巻き及びラウンジウェア, 下着, スポーツに適した被服、運動用特殊衣服, 運動競技用ウェア, 水泳着, . . . 他)」

<結論>

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

<原査定理由>

引用商標：「GUNNA」（標準文字）

第25類「被服, 帽子」及び第9類、第16類、第41類

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 本願商標について

本願商標は、「THE GANNA」の欧文字を横書きしてなるところ、「THE」と「GANNA」の間に1文字程度の間隔を有しているとしても、構成各文字が同じ書体、同じ大きさを外観上まとまりよく一体的に表されているものである。

また、本願商標構成中の前半の「THE」の文字は、英語の定冠詞（「新英和中辞典（第7版）」株式会社研究社）であったとしても、その構成中の後半の「GANNA」は、我が国における一般的な辞書に載録がないものであるから、指定商品の取引者、需要者において、特定の意味合いを認識、理解させない一種の造語であるといえ、本願商標は特定の観念は生じないものである。

そして、造語からなる欧文字にあつては、ローマ字読み風又は英語読み風に発音するのが一般的であるから、本願商標からはその構成文字に相応した、ローマ字読み風の「ザガンナ」、英語読み風の「ザギャンナ」の称呼を生じ、これらは無理なく一連に称呼し得るものである。

そうすると、前記のとおり、まとまりよく一体的に表された本願商標の態様から、本願商標が、殊更、「THE」の文字部分を捨象し、「GANNA」の文字部分のみをもって取引に資されるものと認めることはできず、本願商標に接する需要者は、本願商標を一体不可分のものと認識、理解するとみるのが相当であり、「GANNA」の文字部分のみが出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものとはいえない。

ほかに、本願商標の構成中の「GANNA」の文字部分が取引者、需要者に対し、商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認めるに足りる事情は見いだせない。

以上よりすれば、本願商標の構成中、「GANNA」の文字部分を分離抽出し、この部分だけを引用商標と比較して、本願商標と引用商標の類否を判断することは許されないというべきである。

したがって、本願商標の構成中の「GANNA」の文字部分を分離抽出し、これを前提に、本願商標と引用商標とが類似するとして、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとした原査定は、取消しを免れない。

なお、本願商標の構成中「GANNA」の文字に着目する場合があるとしても、当該文字と引用商標とは、外観において、5文字という短い構成における2文字目の「A」と「U」の差異が与える影響は大きく、明確に区別できるものであり、称呼において、上記「GANNA」のローマ字読み風の「ガンナ」の称呼と引用商標のローマ字読み風の「ゲンナ」の称呼、あるいは、前者の英語読み風の「ギャンナ」の称呼と後者の英語

読み風の「ガンナ」の称呼とは、全体が3音という構成における1音の差異が称呼全体に及ぼす影響は大きく、明瞭に聴別し得るものである。そして、いずれも特定の観念は生じないものであるから、観念上、比較できない。そうすると、上記の比較においても、外観、観念及び称呼等によって、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、両商標は相紛れるおそれのない非類似の商標というべきである。

(2) まとめ

以上のとおり、本願商標は、引用商標とは非類似の商標であるから、引用商標に係る指定商品及び指定役務と同一又は類似する商品について使用するものとしても、商標法第4条第1項第11号に該当しない。

したがって、本願商標が、商標法第4条第1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「**THE GANNA**」は、その構成中の「GANNA」の文字部分が取引者、需要者に対し、商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認めるに足りる事情は見いだせないから、「GANNA」の文字部分を分離抽出し、この部分だけを引用商標と比較して、本願商標と引用商標の類否を判断することは許されないというべきであるとして、引用商標「**GUNNA**」とは非類似と判断されました。

以前にもご紹介したように、最近の審決では、定冠詞である「THE (t h e)」の文字は識別力が弱いと判断される傾向がありました。

たとえば、「**ボイス\VOICE**」と「**t h e v o i c e .**」の類否が争われた事件（**不服 2024-013128**）や、「**THE COLLECTION**」と「**COLLECTION\コレクション**」の類否が争われた事件（**不服 2024-009596**）では、「THE (t h e)」の文字は「出所識別標識として特段の印象や記憶に残るものではない」とされた結果、両商標は類似すると判断されております。

この傾向に反して、本審決では、本願商標「**THE GANNA**」の一体不可分性が認められ、商標全体として引用商標「**GUNNA**」と比較した上で、両商標は非類似であると判断されています。

なぜ、本事件の場合には本願商標に一体不可分性が認められるのか、よくわかりません。

マドプロ出願の事例なので、多少緩く判断がなされたのでしょうか。
審決を読むと、「GANNA」が一般的な辞書には載録がない造語であることが理由のよう
にも見受けられますが、あまり関係ないように思います。

なお、そのような疑問を持たれることを想定したのか、審決では、(仮に本願商標「THE
E GANNA」を構成する「THE」の文字が「出所識別標識として特段の印象や記憶に
残るもの」ではなく、これを除いた)「GANNA」が要部になる場合であっても、本件商
標は、引用商標「GUNNA」とは非類似の商標であると補足しています。

「だったら、最初からそう判断すれば良いのでは？」という気がしなくもありませんが、
このような合議体による丁寧な判断の配慮は、個人的には好感が持てます。

(弁理士 永露 祥生)

<2025年8月23日>